

議案第 24 号

丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の
制定について（意見聴取）

丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則の制定
について、丸亀市長から別紙 1 のとおり教育委員会の意見聴取があったので、別紙 2 の
とおり回答いたしたい。

令和 4 年 12 月 26 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦



4教幼第357号
令和4年12月8日

丸亀市教育委員会
教育長 末澤 康彦 様

丸亀市長 松 永 恭 二



丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の
意見聴取に関する規則の制定について（意見聴取）

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定に基づき教育委員会の意見を聴取します。

丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

丸亀市長 松 永 恭 二

丸亀市規則第 号

丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する規則
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第27条第1項の規定に基づき、丸亀市立幼保連携型認定こども園に関する事務について教育委員会の意見を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。
- (3) その他教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認める

事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別紙2

4教総第 号
令和4年 月 日

丸亀市長 様

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立幼保連携型認定こども園に係る教育委員会の意見聴取に関する
規則の制定について（回答）

令和4年12月8日付けで意見聴取のあった標記議案については、異議ありません。